

(参考様式)

## 南知多町有機農業実施計画(新計画)

更新日：令和8年3月30日

1. 市町村
南知多町
2. 計画対象期間
令和8年度 ～ 令和12年度
3. 対象市町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
<p>ア 有機農業の現状</p> <p>本町では、昭和36年に発足して以降一貫して人口減少が続いており、また、農業経営環境の変化による農業所得の低迷や農業就業者の高齢化により離農が進行し、遊休農地が増加している。</p> <p>その一方で、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大によりグローバルサプライチェーンの脆弱性が露呈したとともに、昨今のウクライナ情勢による原油高や穀物高も相まって、食料自給率の低い我が国の食の安全保障が脅かされている。これらの農業を取り巻く社会的な変化によって、本町においても、今後化石燃料を原料とした化学合成農薬及び化学肥料を調達することが困難になることが危惧され、従来どおりの農業を実施できなくなる可能性が高くなっている。</p> <p>そのため、地域に根差した持続的で再生可能な環境負荷の低い農業として、また、既存の農業における化石燃料を原料とした化学合成農薬及び化学肥料の代替品としても有機農業の技術は活用できるため、地方自治体としても持続可能な農業の在り方の一つの方策として有機農業を推進する必要がある。</p> <p>令和6年時点の本町の有機農業面積は約37haであり、耕地面積に占める割合は約5%である。この割合は全国平均0.81%、愛知県平均0.56%と比較しても決して低いわけではなく、むしろ有機農業の取組が盛んな地域ではあるといえる。しかしながら、国は令和3年に策定したみどりの食料システム戦略において「令和32年(2050年)に有機農業面積を耕地面積の25%(100万ha)にする」という目標を掲げており、仮にその基準を本町の目標に置き換えた場合、現在耕地面積740haの25%に相当する185haが政策目標と考えられる。つまり、現状有機農業面積37haとの差は148haに及ぶ。このことは、国の長期目標の25%の有機農業面積率を本町において達成するためには、本町における有機農業推進における課題を把握しながら、適宜新たな有機農業の政策を検討する必要性を示している。現在、有機農業の産地づくりを推進する上で以下の課題がある。</p> <p>(1) 有機農業に取り組む新規参入者等への営農指導体制の整備</p> <p>本町において有機農業への就農希望者が増加しているものの、研修先として</p>

受け入れ可能な農業者及び農業法人に限りがある。有機農業スクール設置等による長期にわたる有機農業の営農相談や指導が可能な支援体制の整備を検討したが、必要な指導者の確保や指導方法の確立等の難しさといった課題も明らかになった。このため引き続き研修先として受け入れ可能な有機農業者の育成及び新規参入者及び慣行農業者に対して、有機農業の知識及び技術習得のための支援を検討、実施していく必要がある。

#### (2) 有機農業に取り組む新規参入農業者への農地の確保

有機農業産地として確立するためには、有機農業面積の確保も課題である。有機農業に取り組むための農地は、有機 JAS 認証を取得するには圃場が播種又は植え付け前 2 年以上（多年生植物の場合は最初の収穫前 3 年以上）化学合成農薬及び化学肥料を使用していないことが求められるため、耕作開始する農地が既存の慣行農業を実施している場合は転換期間が必要となる。さらに取得する農地が遊休農地の場合は雑木や竹等が浸食していることから整備に多大な労力が必要となることが課題となる。また、有機農業者が安定した経営を行うためには、ドリフト対策（農薬飛散）にかかるコストがなるべく抑えられるように農地の面的集約が出来ることが望ましい。そのため、有機農業の特定区域を設定するなど慣行農業と有機農業の農地の区分け（ゾーニング）を行いながら、さらに現状の有機農業耕作地周辺の遊休農地を解消し、さらに周辺農地も有機転換をしていくなど、出来るだけ面的集約ができるように農地を確保していく必要がある。

#### (3) 有機農業に取り組む農業者の所得の向上

現状では、有機農業以外を行う新規参入者に比べ、有機農業に取り組む新規参入者の所得は低水準の者の割合が多い傾向にある。これは、有機農業で生産された農産物の流通網が整備されておらず、就農直後の生産体制が安定できていない状況下において販路を開拓することが求められるため、農業者の負担が大きく収益構造を悪化させる要因となっている。そのため、新規参入者が就農直後でも出荷可能な販路を確保することが課題である。また、有機農業者の所得向上の基本的な方法は、販売単価を上げることと、生産コストを抑え生産量を増やすことである。販売単価を上げるためには、有機 JAS 及び JGAP の取得等により生産物の「高付加価値化」の工夫が必要であり、生産コストを抑え生産量を増やすためには、適切な土地、労働力、施設、機械、生産資材の確保が必要である。このことから、有機農業者の所得向上のためには、生産から販売までの各分野の支援が課題となる。

#### (4) 産地形成のための町外消費の拡大

有機農業の産地として世間に認知されるには、町外消費を拡大する必要がある。そのため、有機農業の産地づくりの推進に向けて、農産物の生産量を増加させるとともに町外の小売店やインターネット通販などを活用し、町外消費を拡大する必要がある。消費を拡大するためには、品質の良さをアピールすると

ともに、消費者目線としては、欲しい時に購入できる販売店が必要である。また、小売店目線として販売コーナーを維持することができなければならないため、単一品目ではなく多品目を生産し供給することが求められる。そのため、多品目を安定的に供給するには、単一の農業者ではなく、産地として複数の農業者が生産し、出荷する体制の構築が課題である。

#### (5) 地元産品の町内消費の拡大

人口減少により地域経済が低迷している本町において、地元産品を積極的に消費することは、地域内経済の活性化のための好循環につながることを期待される。そのため、有機農業で生産された農産物においても地産地消を推進することは、流通に伴うコストを軽減し、また、生産者が直接販売することにより、少量な産品、加工・調理品、さらに場合によっては不揃い品や規格外品も販売可能になるなど、農業者の収益の向上が期待される。そのため、有機農業で生産された農産物を町民が消費しやすい環境を整えるとともに本町の主な産業である宿泊業や飲食サービス業などの観光業での有機農業で生産された農産物の活用を促進するなど、町内消費を拡大させることが課題である。

町内の有機農業で生産された農産物の安定的な販路確保のため、安定・継続的に学校給食や保育所の食事提供における集荷方法・納品規格等に関する関係者との調整を行ったが、集荷が課題となっている。

#### イ 5年後に目指す目標

本町における有機農業の産地づくりを推進するため、5年後（令和12年度）の目標(1)を設定する。併せて旧実施計画の令和9年度の成果目標(2)についても達成すべく、本計画に記載する。

##### (1) 新実施計画

目標年度：令和12年度

成果目標：

- ① 有機農業面積を令和7年度耕地面積740haの1%以上(8ha)増加。  
(令和7年度末34.3ha → 目標年度：令和12年度42.3ha)

##### (2) 旧実施計画（令和5年度策定）

目標年度：令和9年度

成果目標：

- ① 有機JAS認証農地の拡大2.0ha以上（令和3年度基準値18.9ha）
- ② 有機JAS認証農産物出荷量190.5t(令和3年度基準値171.6t)
- ③ 有機JAS認証農地で耕作する就農者5名以上増加  
(令和3年度基準値4人)

#### 4. 取組内容

南知多町持続可能な農業検討会において、有機農業の産地として目指す将来像達成のために策定した実施計画で明らかとなった課題の解決策や目標達成のために必要な取組や支援策を協議する。また、検討した内容について、有機農業と慣行農業の共存による持続可能な農業の在り方について合意形成を図りながら、実施計画の実現に向けた取組を推進する。

##### ア 有機農業の生産段階の推進の取組

###### (1) 有機農業の知識及び技術習得支援

新たに有機農業により就農を目指す者や有機農業への転換等を目指す慣行農業者に対し、有機農業を習得するための研修費用を助成する。新規就農希望者には、様々な理論・方法の中から自身の目指す有機農業を習得してもらう。また、慣行農業者についても、有機農業への転換や有機農業に対する理解を深めてもらう。

###### (2) 有機 JAS 認証取得のための支援

有機 JAS 認証を取得するための経費を助成することで、有機 JAS 取得農地の拡大を目指す。また、更新に要する経費を助成することで、有機 JAS 取得農地の継続を支援する。

###### (3) 遊休農地解消による有機農業の農地の確保

有機農業に取組む農地を確保するため、遊休農地を解消し有機農業を行うための農地整備に要する経費の助成等を実施する。

###### (4) 町内の不用資源を利用した農業用資材の試作、実証実験

本町では近年、遊休農地等への竹の侵食が問題となっていることから、竹を利用した農業用資材を試作し、活用を目指す。また、本町の主な産業である漁業や観光業との連携を目指し、漁業被害の原因となるヒトデや民宿等の蟹殻等残渣を使用した農業用資材の試作を検討する。

###### (5) 有機農業者の所得向上のための商品、技術ツールの検討

有機農業に取組む農業者の所得を向上させる方法を具体的に検討する。具体的には、本町では実績があまりない有機農業の生産力を高めると期待されている有機農業資材の検証や、さらに農産物の品質向上のための土壌診断の推奨と、有機農業者の栽培技術・経営力向上のソフトウェアや生産出荷効率化のためのソフトウェア等の活用を支援する。

イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組

(1) 民間企業等との連携による販路の確保

出荷可能な販路を確保するため、農業協同組合や民間企業との意見交換や連携により流通網を整備する。

(2) 商談力アップ勉強会

有機農業者の販売力向上のために、商談力アップFCPシート勉強会などを行い、販売先との商談力向上になるような支援策を実施する。

(3) 有機農業で生産された農産物を利用した加工品の開発

規格外の有機農業で生産された農産物等を加工品として利用することで、生産体制が安定できていない就農直後の農業者の所得向上につなげていく。

(4) 産地化に向けた消費拡大及び情報発信

消費者に対し、有機農業で生産された農産物に慣れ親しんでもらい、本町が有機農業の産地であることを周知するため、開発した独自有機農業ブランド「南知多SUN」を軸に県内外で開催されるマルシェへの出店やSNSを用いて情報発信を行う。

(5) 南知多SUN講習会＋マッチング会

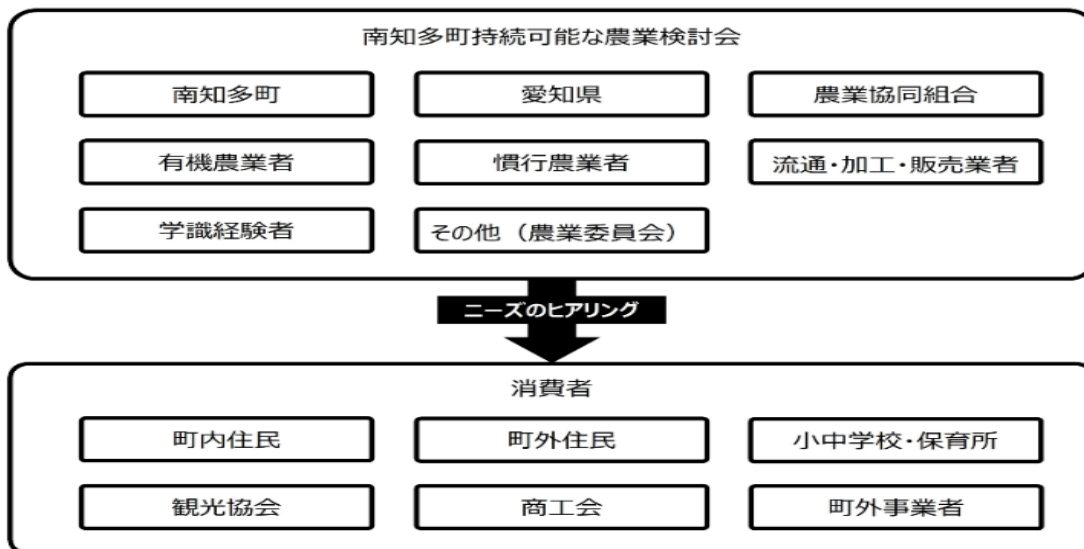
独自有機農業ブランド「南知多SUN」について町内事業者（飲食店や仕入先事業者等）に向けて発信活動・講習会を行う。また、継続的に実施できるようにスキーム構築を目指す。

(6) 学校給食等における活用の促進と食育イベントの実施

生産した有機農業で生産された農産物の安定的な販路を確保するとともに、子どもや保護者に有機農業で生産された農産物を身近に感じてもらうため、集荷方法・納品規格等について関係者と調整し、学校給食等での利用を推進する。また、子どもや保護者を対象とした食育イベントを実施することで、家庭における有機農業で生産された農産物の消費を促進する。

## 5. 取組の推進体制

### ア 実施体制図 ※実施に必要な組織、委託先等を記載



### イ 関係者の役割

名称	役割
南知多町	事務局、生産者への財政支援、民間企業との連携、農業資材・加工品の試作
愛知県	政策支援
農業協同組合	農業資材の調達、販路確保、農業資材・加工品の試作
有機農業者	生産、共存の模索、農業資材・加工品の試作
慣行農業者	有機農業への理解を促進、共存の模索
流通事業者	消費者ニーズの把握、販路確保
加工事業者	消費者ニーズの把握、商品の企画開発
販売事業者	消費者ニーズの把握、直売所の運営
学識経験者	助言
その他(農業委員会)	農地の利用調整等

## 6. 本事業以外の関連事業の概要

### ア 本事業以外の関連事業の概要

#### (1) 地域計画の更新及び特定区域の策定による有機農業農地の確保

農業経営基盤強化促進法の一部改正に基づき、地域での協議（話し合い）による「地域計画」の策定によって目指すべき有機農業及びその農地利用の姿を明確化するとともに、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下「みどりの食料システム法」という。）に基づき特定区域を定め、有機農業を促進するための栽培管理に関する協定を締結することで、有機農業に取り組む新規参入者への農地の確保を図る。

#### (2) 環境保全型農業直接支払交付金

化学合成農薬及び化学肥料を低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や

生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する。

(3) 有機転換推進事業

有機農業の面積拡大に向けて、慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産開始に必要な経費相当額を支援する。

(4) みどり認定及び特定みどり認定の申請支援と関連事業（みどりの事業活動を支える体制整備事業）の活用支援

環境負荷低減事業活動実施計画（みどり認定）及び特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定支援（特定みどり認定）の支援を行う。また、それらの認定者が活用できる関連事業（みどりの事業活動を支える体制整備事業など）の活用支援を行う。

(5) 有機農業者の移住支援

町の移住施策と連携して、地域おこし協力隊の活用など、新規就農者の移住の受け入れに際し支援策を設けるとともに、空き家バンクの活用などによって住居を確保する。

(6) 関係人口創出事業

町の関係人口創出事業と連携して、農業体験イベントや農泊事業などを実施することによって有機農業に対して関心の高い関係人口を確保し、新規就農者や町外消費者の獲得につなげる。

(7) 町のふるさと納税の事業

町内外の事業者とのふるさと納税の返礼品開発によって有機農業で生産された農産物の町外への流通、加工、消費の拡大を目指す。

7. みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

愛知県と町が共同で作成した「環境負荷低減活動の促進に関する基本的な計画」に基づき有機農業を推進する。なお、「南知多町国営農地開発事業南知多地区の山海団地の一部と新池・仲根団地の一部」における有機農業の取組は、地域ぐるみで環境負荷低減活動事業に取組むモデル地区として、令和7年3月に特定環境負荷低減事業活動計画（特定区域）の認定を受けている。

8. その他（達成状況の評価、取組の周知等）

ア 達成状況の評価

(1) 新実施計画（目標年度：令和12年度）の達成状況の評価

- ① 有機農業面積を令和7年度耕地面積740haの1%以上(8ha)増加。  
(令和7年度末34.3ha → 目標年度：令和12年度42.3ha)  
令和8年から令和12年度にかけて有機農業面積を調査。

(2) 旧実施計画（目標年度：令和9年度）の達成状況の評価

- ① 有機JAS認証農地の拡大2.0ha以上(令和3年度基準値18.9ha)

<p>令和3年度末から令和9年度末にかけて有機JAS認証農地面積を調査。</p> <p>② 有機JAS認証農産物出荷量190.5t(令和3年度基準値171.6t) 有機JAS認証農産物出荷量の令和3年度から令和9年度まで出荷量を調査。</p> <p>③ 有機JAS認証農地で耕作する就農者5名以上増加 (令和3年度基準値4人) 令和3年度末から令和9年度末の有機JAS認証農地で耕作する人数を調査。</p>
<p>イ 取組の周知等 本事業に関する取組について、町公式ホームページ等に掲載することで周知を図る。</p>

## 9. 資金計画

取組内容	所要額(千円)				
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
<p>【国費】</p> <p>みどりの食料システム戦略推進総合対策 ・有機農業拠点創出・拡大加速化事業)</p> <p>・有機転換推進事業</p>	10,000	0	0	0	0
<p>【町費】</p> <p>・有機JAS認証取得費 支援費等</p>	0	1,000	1,000	1,000	1,000
計	11,000	2,000	2,000	2,000	2,000

- ・資金は毎年度見直し、町議会の議決を経て決定するものとします。
- ・一般財源のほか、みどりの食料システム戦略推進総合対策等の補助金・交付金等を活用します。